

「ふぐ吉」のデザイン等使用における許可条件

1. キャラクター及び師崎商工会の品位を損なわないものであること。
2. 政治的・宗教的活動を目的としないものであること。
3. 公の秩序又は善良な風俗を乱さないものであること。
4. オリジナルデザインの形状及び色を変更しないこと。
5. 商品の使用、その宣伝または広告に際しては「ふぐ吉」をその商品・包装・広告等に明示すること。
6. 第三者が本件デザインを侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合はただちに師崎商工会に連絡すること。
7. 使用者は、本件デザインを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、師崎商工会に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
8. 師崎商工会から要請があった場合は、本件デザインの使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。
9. 使用者が、本件デザインの使用に際して、故意または過失により師崎商工会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
10. 本件デザインの使用許可を受けた事項を変更する場合は、速やかに師崎商工会へ報告すること。
11. 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、使用者が当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
12. 本件デザインを自己の商標及び意匠とするなど独占的に使用しないこと。